SAWADA PRIVATE GYM

入会(利用)規則

目的

本施設はパーソナルトレーニングやそれに類するトレーニングサービスを通じて、メンバーの快適な身体作り・目標達成をサポートし、健康を維持・増進させるとともに、人々の明るい未来に貢献していくことを目的とします。

メンバー

プレミアムメンバーとメンバーの2種類を規定。ゲスト(非メンバー)も一部のサービスを除き、本施設のサービスを利用できます。

入会資格

本施設の利用者はゲストも含め、次の各号の全部に適合する方に限ります。

記

- 1. 本施設の目的と主旨に賛同し施設利用規程、その他の規則を守れる方
- 2. 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- 3. 成年被後見人及び被保佐人でない方
- 4. 刺青(ファッションタトゥーを含む)をされていない方
- 5. 暴力団関係者でない方
- 6. 心臓病、伝染性皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- 7. 20 才未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方。この場合、保護者は規程に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 8. 過去に除名となっていない方(他社を含む)、過去にメンバーとして在籍して会費・諸料金を滞納していない方
- 9. その他、本施設が入会に適さないと判断した以外の方

入会手続き

入会手続きについては以下の通りとします。

記

メンバー入会を希望される方は、所定の申込用紙に所要事項を記載し、本施設が定める入会金を納入していただきます。メンバーの資格は、前号に定める事項の全部を完了し、本施設の審査を経て、本施設の承認を得られたときに発生します。

入会金

入会金は本施設が別途定める金額とします。一旦支払われた入会金は理由の如何にかかわらず返金いたしません。但し、入会申込に際し行うメンバー資格審査のうえお断りした場合は、返金いたします。

利用資格

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

記

- 1. 飲酒・体調不良等により、正常な施設利用ができないと本施設が判断した方
- 2. 刃物等危険物をお持ちの方
- 3. 利用料金の滞納を繰り返した方

会員証

本施設はメンバーに資格を証するため会員証を交付します。

会員証は他人に貸与、譲渡できません。

メンバーはメンバー資格を喪失した場合、速やかに会員証を本施設に返還するものとします。

更新

本施設が定める更新料を納入していただきます。期限が切れても更新可能です。

利用料

施設を利用する場合、本施設が別に定める利用料を支払うものとします。

施設利用

記

- 1. メンバーは本施設が設定する時間に、フリータイムの施設利用ができます。
- 2. 本施設は予約制とし、利用時間を制限することができます。
- 3. 本施設は施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。
- 4. 本施設は下記の事由により施設の利用を制限することができます。

施設の改修、点検を行うとき

本施設の主催する特別行事を開催するとき

◇ 休業日においては、施設の利用はできません。

メンバー資格の譲渡及び名義変更

メンバーの資格は、本施設が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

メンバー資格の喪失

メンバーが次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

記

- 1. 退会したとき
- 2. 死亡したとき
- 3. 入会資格に適合しなくなったとき
- 4. 本施設により除名されたとき

除名

メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合、本施設はメンバーを除名できます。

記

- 1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- 2. 本規程、細則その他本施設の定める規則に違反したとき
- 3. 本施設又は、本施設の名誉又は信用が傷つけられたとき
- 4. 他のメンバーとの協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序を乱したとき
- 5. 本施設の設備等を故意に損壊したとき
- 6. 支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
- 7. 入会後に資格条件に適合しない事由が判明したとき
- 8. その他、メンバーとしての品位を損なうと認められる行為があったとき
- 9. 本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
- 10. 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして本施設・従業員を著しく困惑させたとき 上記の理由により除名されたとき、メンバーは損害賠償の請求を行うことはできません。

退会

メンバーが退会する場合には、本施設に連絡し、いつでも退会できます。滞納の料金がある場合は完納いただきます。退会後もお支払い義務を負うものとします。

ゲスト

本施設は非メンバーの事をゲストと表示し、ゲストは本施設の価格表に定める価格で本施設を利用できます。各利用にあたっては、メンバー同様に、本規程、細則ならびに本施設が別に定める規則に従うものとします。

運営管理

本施設は次の各号に基づき、運営管理を行います

記

- 1. 本施設の運営管理は本施設の責任において行います。
- 2. メンバーは本施設の運営管理について意見を述べることができます。
- 本施設は施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じ変更することができます。

諸規則の遵守

メンバー及びゲストは本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに本施設が別に定める規則に従うものとします。

営業時間

本施設の定める営業時間とします。

本施設の免責

利用者は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、本施設は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について本施設の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

利用者の責任

利用者が本施設の利用に関して、本施設、他のメンバー、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。又、メンバーが同伴したゲストについては同伴したメンバーが連帯して責を負うものとします。

諸料金の変更

本施設は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。本施設は入会金・会費・利用料等を 改定する場合には、改定月の1ヵ月前までにメンバーに告知します。

変更届

メンバーは、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに本施設に変更届を提出するものとします。

閉鎖又は利用制限

本施設は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時にすべてのメンバーとの契約を解除することができます。

記

- 1. 法令が制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- 2. 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- 3. 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと本施設が判断したとき
- 4. 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
- 5. 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
- 6. 本施設が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

個人情報保護

本施設は、個人情報を遵守するとともに、メンバーの個人情報をより安全、適切に取り扱います。

細則等

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

規程の改正

本施設は次の各号に基づき、規程の改正を行います。

記

本施設は、必要に応じて本規程及び細則等の改正することができます。メンバーは本規程の改正が当然にすべてのメンバーに その効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。

告知方法

本規程におけるメンバーへの告知方法は、本施設内への掲示と本施設のホームページへの掲示とします。

発効

本規程は平成30年4月1日より発効とします。

細則 (禁止事項)

施設内において以下に該当する行為を禁止します。

- 1. 他の利用者との協調を欠く行為
- 2. 他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- 3. 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- 4. 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- 5. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 6. 法令や公序良俗に反する行為。
- 7. 設備の管理運営の秩序を乱す行為
- 8. 施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- 9. 設備を故意に損壊する行為。
- 10. 住居エリアへの侵入。
- 11. 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- 12. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 13. 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- 14. 施設敷地内での喫煙。(車内は除く)
- 15. 酒気を帯びての利用。
- 16. 許可なく館内の撮影をすること。
- 17. 施設内の落書き。
- 18. 動物を館内に持ち込むこと。